

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 1 0 月 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 2 分
2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2 階大ホール
3. 出席委員 (4 4 名)

会 長 9 番 小清水 千明
会長職務代理者 2 4 番 山本 一也

農業委員

1 番	赤松 俊雄	2 番	赤松 利彦
3 番	今西 功尚	4 番	上田 一徳
5 番	大島 博雅	6 番	大塚 武司
7 番	黒田 義人	8 番	河野 順子
		1 0 番	末光 亨
1 2 番	竹葉 邦政	1 3 番	谷本 宏明
1 4 番	玉木 邦英	1 5 番	土居 喜三郎
1 6 番	富永 文夫	1 8 番	藤岡 功
1 9 番	松本 武雄	2 0 番	三好 春樹
2 1 番	薬師寺 悦子	2 2 番	安並 繁行
2 3 番	山口 一光		
2 5 番	渡邊 与志樹		

最適化推進委員

1 番	赤松 利秋	2 番	井上 和久
3 番	氏原 邦弘		
5 番	河野 勇一郎	6 番	佐々木 新仁
7 番	滝澤 宇佐夫	8 番	瀧水 朝男
9 番	土居 和宏	1 0 番	中尾 美千代
1 1 番	中村 満永	1 2 番	西村 守
1 3 番	萩森 役義	1 4 番	畠山 幸男
1 5 番	平山 喜代重		
1 7 番	細川 一男	1 8 番	宮口 卓士
1 9 番	森 松実	2 0 番	山本 豊紀
2 1 番	吉見 一弥	2 2 番	和田 恵子
2 3 番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 (3 名)

農業委員 1 1 番 清家 儀三郎

最適化推進委員

4 番 梶原 茂夫 1 6 番 廣見 正信

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

2 番 赤松 利彦 3 番 今西 功尚

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
 通知について
 報告第3号 諸証明について
 報告第4号 農地原形変更届出書について
 報告第5号 農地転用確認交付申請書について
 報告第6号 農地法第4・5条許可について
 報告第7号 農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 (令和3年8月14日～令和3年9月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 議席の指定について
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
 農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員21名であります。
 定足数に達しておりますので、これより令和3年10月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

皆さんこんにちは。久しぶりに皆さんお揃いになりました。この度の緊急事態宣言並びに、まん延防止措置も解除となりまして、全国的にですねこの様にコロナ晴れと申し

ますか、久しぶりにコロナに対しての警戒が多少薄れるかなと言う事でございます。

行政の方ではまだまだ気を緩めたらいけないという事を言っておりますし、都会の方では病院の方が手一杯になっているという状況でございますが、愛媛県の方は落ち着いております。今は松山市と新居浜市が出ている状況ですけれども、この地域におきましては出ていないという状況で、このままの状況が続いてくれればなという風に思っております。

ワクチン接種の方もどんどん進んでおりまして、10代の接種も随時行なわれている状況でございます。

9月に入りまして2学期が学校の方では始まりましたが、思った程にクラスターと言うものも発生せずに、運動会もできていると言う風な状況で、このまま年を越してくれたらと思う次第でございます。

ミカンの方も順調にお天気が良い関係で収穫の方は進んでいるようでございますし、田んぼの方もまあまあかなと、ただ黒点が多いという話も聞きますので、その点は心配な面があるかと思いますが、台風も逸れましたし、このまま穏やかに令和3年が閉じてくれたらという風に思っております。

私事ではございますが、先月の総会は欠席させていただきました。誠に申し訳ございませんでした。山本代行には司会の方もしていただきまして、ありがとうございます。

本日も重要な案件が揃っておりますので十分にご審議を頂きたいという風に思っておりますのでよろしく願いいたします。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

はい。今月は農業委員の清家委員、推進委員の梶原委員、廣見委員が所要のため欠席でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に赤松利彦委員、今西委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

それでは議案第1号議席の指定について、を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

議案第1号「議席の指定について」につきましてはただ今、事務局より説明があったとおり現在着席の議席を指定いたします。

次に議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《中村委員》

52番、53番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの農地は、今まで認定農業者である□□□□さんが耕作されてきました。

農地所有適格法人として立ち上げた◇◇◇◇は〇〇〇〇さんと、△△△△さんの農地を借り受け、柑橘を主に耕作される予定です。□□□□さんと◇◇◇◇さんは兄弟でありますし、何も問題ありません。

《大塚委員》

54番でございます。〇〇〇〇君。お爺ちゃんの△△△△さんから農地の所有権移転です。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

55番について説明いたします。〇〇〇〇君と△△△△さんは孫と祖父の関係でございます。□□□□君の新規就農において使用貸借権を結ぶものでございます。

先月の29日に会長、代行、事務局、私、申請者で現地を確認しましたが問題は有りません。

56番、57番について説明いたします。〇〇〇〇さん、△△△△さん、□□□□さんは親子の関係でございます。◇◇◇◇君の経営拡大におきまして使用貸借権を設

定するものでございますので、〇〇〇〇君は熱心にミカン柑橘農業をされており、問題ありません。

《黒田委員》

失礼します。58番です。ここに出ております〇〇〇〇さんと△△△△さんですが、◇◇◇◇さんは松山の方に住まわれており通作も困難であり、□□□□さんが買い取ってこの農地を耕作するという事でございますが、丁度当該農地は◇◇◇◇さんの住宅のすぐ近くでございますので、何ら問題ないと思っております。後細かい事は調査書にあるとおりでございます。

《赤松俊雄委員》

失礼します。59番、〇〇〇〇さんから△△△△さんへ。この□□□□さんはミカン作りをやっていたのですが、足が不自由でもう10年位やっていません。◇◇◇◇君は親子で3町、4町と規模拡大している状態で、新しい品種も意欲的に経営に入れている次第であります。別に問題ないと思います。

《小清水委員》

60番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございます。現在、□□□□さん夫婦と3人で農業経営を行なっております。

この度、◇◇◇◇さんが農業者年金受給する為に息子の〇〇〇〇君に移譲をするものであります。△△△△君も、御両親もですが海外協力隊に行かれておりまして、帰ってから熱心に農業をしておりますので何ら問題はないかと思えます。

《山本豊紀委員》

61番についてご報告いたします。この案件は当農業委員会の委員であります〇〇〇〇さん親子の話でございますが、私がご報告いたします。

△△△△さんと□□□□さんは親子なのですが、果樹園地の改植事業の申請をするためにこの度、使用貸借権を新たに設定する案件でございますが、親子関係でもありまして問題ないと思えます。

《森委員》

62番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢でございますが、もうちょっと農業ができないという事で、今まで△△△△さんが□□□□さんの農地を作っていたので、そのまま◇◇◇◇さんの農地を〇〇〇〇さんが買い受けて農業をするという事です。何ら問題ないと思えます。

《谷本委員》

続きまして63番、64番について説明いたします。この2件は〇〇〇〇さんも△△△△さんも親子関係でありまして、補助事業申請の為に使用貸借権設定をいたしております。何も問題ないと思えます。

《河野勇一郎委員》

65番、66番について説明させていただきます。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でありまして、補助事業を受ける為に使用貸借権を設定するという事であり
ます。

66番も同じく□□□□さんと◇◇◇◇さんは親子関係であり、こちらも補助事業
を受ける為の使用貸借権設定となりますので何ら問題ないと思います。

《上田委員》

67番、68番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんへの経営移譲でありま
して、△△△△さんはお爺さんで□□□□さんはお父さんで、既にもう何年も一緒に
農業をされておられるという事で何ら問題ないと考えております。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松利彦委員の退席を求
めます。

..... 赤松利彦委員退席

採決をいたします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農
業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり許可することと決定いたし
ます。

赤松利彦委員の入室を認めます。

..... 赤松利彦委員着席

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題とい
たします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。15番についてご説明申し上げます。先月の9月29日に会長始め事務局の皆さんと現地の方を確認して参りました。今回、〇〇〇〇さんと所有者の△△△△さん、それと□□□□さん。◇◇◇◇さんの〇〇〇〇として〇〇〇〇さんがやられております。

三者の間で購入の話がまとまりまして、この農地を駐車場にする事になりました。

今の写真を見ても分かるように周りは住宅に囲まれており、北側は市道が走っております。周りに農地等もなく、他に影響する事はないかと思っておりますので、何ら問題ないと思われまます。

続きまして16番についてご説明申し上げます。この案件に関しても先月29日に確認して参りました。

〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係であります。今回、□□□□さんが自己住宅を建設するに当たり、◇◇◇◇さんの土地を借りて自己住宅を建設するという風な事になりました。これについても周りは住宅に囲まれており、東側に市道が走っている状況でございます。ただ、ここは一部砂利を敷いております。耕作されていたのですが中々育ちが悪いという事で、一時期駐車場等に利用された経緯もあります。始末書の方は提出されておりますので本件に関しても問題ないかと思っております。

《末光委員》

17番の説明をさせていただきます。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが個人住宅を建設するという事です。9月29日に小清水会長以下事務局の皆さんと現地調査を行い、周辺の農地とか状況等を確認しております。

昨年の11月に隣接の南側なのですが、申請がありまして承認を受けております。その続きになります。何ら問題はないと思っております。

《富永委員》

18番について説明をいたします。譲渡と農地転用の分なのですが、〇〇〇〇さんが△△△△さんの会社の方に譲渡されたものです。この土地に関しまして、ちょっと図面があるのですけれども、その裏側の右側に田んぼという事で、ちょっと問題になるかなと思って確認をとった所、□□□□と田んぼの持ち主が親戚であるという事で、◇◇◇◇が了解を得ております。何ら問題はありませんでした。

後は私用で29日の調査に出席出来なくて、24日に事務局の方に来て頂いて現地

調査をしたのですが、その時に気が付いた事を指摘させていただいたのですが、是正されているという事だったので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第3号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《今西次長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《河野順子委員》

失礼します。115番について説明します。更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さんは農業委員会の農業委員をされています。真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので何の問題もありません。

《松本委員》

116番について説明させていただきます。これは〇〇〇〇さんと△△△△さんの更新契約でございます。今まで10年経ちましてハウスを建てて、苗等を耕作している□□□□さんです。10年更新という事で問題はないと思います。

《山本一也委員》

失礼します。〇〇〇〇君40歳農業で熱心な青年です。柑橘経営の経営拡大です。△△△△君が相手方のようです。新規で15年1ヶ月柑橘で使用貸借設定です。

《氏原委員》

118番について説明いたします。引き続き〇〇〇〇さんが耕作されるという事で話がまとまり更新でございます。△△△△君は熱心に柑橘を栽培されており問題はありません。

《瀧水委員》

119番、120番について説明いたします。いずれも更新でございますので何ら問題はございません。

《安並委員》

121番について説明をいたします。これは更新でございます。〇〇〇〇さんは元気でやっておられますので問題はないと思います。

《島山委員》

122番の説明をいたします。122番については更新でありまして、設定を受け〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事なので何ら問題ありません。

《山本豊紀委員》

123番、124番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは昨年までは元気でミカン作りをされていたのですが、体調を崩されて今は施設に入っているような状況でミカン作りが出来なくなったという事です。親戚筋であります△△△△さん、□□□□さんは親子なのですが、親戚筋で園地を借り受けるという案件でございます。この度新規で設定したと言う事でございまして親戚筋も含めて全く問題ないと思います。

《森委員》

125番、126番いずれも更新でございますので、何ら問題ないと思います。

127番、〇〇〇〇さんミカン専作ですのもう水稲はしないと言う事で、△△△△に貸します。

それから三間町土居中の□□□□さんも◇◇◇◇さんとの更新でございますので何ら問題ないと思います。

《薬師寺委員》

130番について説明いたします。この〇〇〇〇の園地は災害にあつてこの度復旧ができましたが、ここは新植して耕作するという事が困難という事で、耕作する人を探しておりましたら、△△△△さんが耕作をされるという事に決まりました。□□□

□さんは熱心に柑橘栽培を行なっておりますので何の問題もございません。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、平山委員・松本委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 平山委員・松本委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

平山委員、松本委員の入室を認めます。

・・・・・・・・ 平山委員・松本委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和3年10月定例総会の議案を終了いたします。